

阿賀野市条例第8号

阿賀野市介護保険条例の一部を改正する条例

阿賀野市介護保険条例（平成16年阿賀野市条例第135号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「38,900円」を「37,800円」に改め、同項第2号中「58,300円」を「56,900円」に改め、同項第3号中「58,300円」を「57,300円」に改め、同項第4号中「70,000円」を「74,700円」に改め、同項第5号中「77,800円」を「83,100円」に改め、同項第6号中「93,400円」を「99,700円」に改め、同項第7号中「101,100円」を「108,000円」に改め、同項第8号中「108,900円」を「116,300円」に改め、同項第9号中「116,700円」を「124,600円」に改め、同項第11号中「132,300円」を「199,400円」に改め、同号を同項第15号とし、同項第10号中「124,500円」を「191,100円」に改め、同号ア中「260万円以上320万円未満」を「620万円以上720万円未満」に改め、同号を同項第14号とし、同項第9号の次に次の4号を加える。

- (10) 令第39条第1項第10号に掲げる者 132,900円
- (11) 令第39条第1項第11号に掲げる者 141,200円
- (12) 令第39条第1項第12号に掲げる者 157,800円
- (13) 令第39条第1項第13号に掲げる者 174,500円

第3条第2項から同条第5項までの規定中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第8項中「第6項」を「第10項」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「23,400円」を「23,700円」に、「54,500円」を「56,900円」に改め、同項を同条第12項とし、同条第7項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「23,400円」を「23,700円」に、「38,900円」を「40,300円」に改め、同項を同条第11項とし、同条第6項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「23,400円」を「23,700円」に改め、同項を同条第10項とし、同条第5項の次に次の4項を加える。

- 6 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第10号イの市が定める額は、320万円とする。
- 7 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第11号イの市が定める額は、420万円とする。

8 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第12号イの市が定める額は、520万円とする。

9 令和6年度から令和8年度までの令第39条第1項第13号イの市が定める額は、620万円とする。

第5条第3項中「第9号ロ」の次に「、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ、第13号ロ」を加え、「第3条第10号イ」を「第3条第14号イ」に、「第9号又は第3条第10号」を「第13号又は第3条第14号」に改める。

第9条第1項中「、納期限後20日以内に」を削る。

附 則

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条第1項から第12項までの規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお、従前の例による。